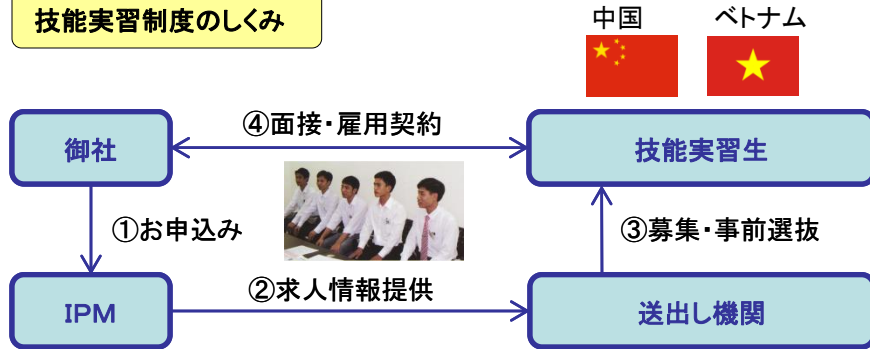


外国人技能実習制度のご案内

(公財) 国際労務管理財団

技能実習制度は、開発途上にある国等の青年が、最長3年間の期間において、受入れ企業との雇用関係のもとで、実践的な日本の産業・職業上の技能等の修得・習熟をすることを目的とした制度です。

技能実習制度のしくみ



技能実習生を受け入れるには

技能実習生受入れ可能人数

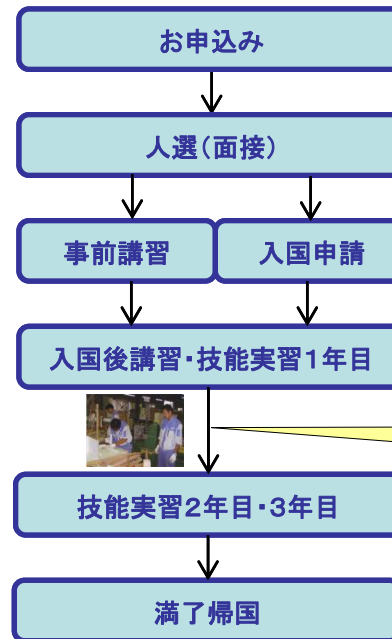
御社常勤職員数	1年あたりの受入れ可能人数
50人以下	3人
51～100人	6人
101～200人	10人
201～300人	15人

技能実習対象職種

同一作業の反復(単純作業)のみによって修得できるものではないこと。

2年コース・3年コースの場合は、定められた**71職種130作業**(建設・食品・繊維・衣服・機械・金属・その他)に限られます。

技能実習の流れ(3年コースの例)



実習させる職種・作業の確認のほか、登記事項証明書・決算書類をいただいたり、各種保険の適用状況や就業規則・労使協定等の締結状況を確認させていただきます。

当財団提携送し機関にて3か月以上の教育を行います。また、入国申請書類のとりまとめ・提出を行います。技能実習指導員・生活指導員の選任、技能実習生宿舍の準備をお願いします。

当財団の教育施設で約1か月の教育を行ってから御社に配属します。

2年目に入る前に必ず技能検定等の公的な試験を受けさせていただきます。

技能試験合格後、在留資格変更申請を行い、2年目に移行します。3年目に入る前には在留期間更新申請を行います。

※入国申請から入国後の在留手続きもI.P.M.が完全サポート！！



公益財団法人
国際労務管理財団 (I.P.M.)

内閣府認定 無料職業紹介所(許可番号13-ム-300031)
東京、仙台、名古屋、大阪、広島、福岡、神戸(研修センター)
お問い合わせ **03-3354-4841(企業部)**

I.P.M.サポートの特長

母国語対応 職員が毎月訪問

お役立ち情報(会報等)の発行

日本語学習サポート



I.P.M.は、信頼できる送し機関と密接に連携し、企業の実習生受入れの3年間を安心サポートします